

広島県教育委員会 NEWS RELEASE

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造
広がる！深まる！広島版「学びの革新」

平成 30 年 7 月 20 日

「^{てうちばりせいさく}手打針製作」の技術が、^{せんていほぞんぎじゅつ}県内初の国の選定保存技術へ

平成 30 年 7 月 20 日(金)、国の文化審議会（会長 ^{さとう まこと}佐藤 信）は、文部科学大臣に対し、文化財保護法の規定により、次の選定保存技術の選定及びその保持者の認定について答申を行う予定です。

1 答申予定の選定保存技術及びその保持者

(有形文化財等関係及び無形文化財等関係)

選定保存技術	保 持 者		
	氏 名	生年月日(年齢)	住 所
^{てうちばりせいさく} 手打針製作	^{こじま きよこ} 小島 清子	昭和 22 年 3 月 5 日 (満 71 歳)	広島市



(小島清子氏)

2 概要

手打針製作は、染織品の縫製や刺繍等に用いられる針を製作する技術である。

保持者の小島氏は、伝統的な手打針の製作技術を高度に体得しており、日本刺繍や有形文化財の修復等に用いられる様々な種類の手打針を製作し、その品質は関係者から高い評価を得ている。

<詳細は、裏面のとおり>

(保持者の略歴)

昭和57年 父・堀田静麿に師事

同 60年 父より家業を継ぎ、手打針の製作に従事(現在に至る)

平成18年 第26回伝統文化ポ一ラ賞地域賞



(作業中の小島清子氏)

○ 選定保存技術の選定及び保持者の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を「保持者」又は「保存団体」として認定する制度です。

広島県内においては、今回答申された「手打針製作」が初めての選定となります。

なお、今回答申の選定後、全国の選定保存技術は 75 件となります。

【担当】文化財課 文化財保護係長

(電話) 082 - 513 - 5021

(e-mail) bunka@pref.hiroshima.lg.jp

【参考】

(1) 選定保存技術（手打針製作）の概要

手打針製作は、染織品の縫製や刺繍等に用いられる針を製作する技術である。

針は、衣装等の製作に用いられる様々な工芸技術を支える最も基本的な用具であり、古来、多種多様な形態の針が発達してきた。伝統的な手打針の製作工程には、原材料である針金の切削、針頭かぶとの成型、穿孔せんこう、焼き入れと焼きなまし、研磨等があり、それぞれに精密かつ高度な技術が必要とされる。

手打針は、多彩な工芸技術の内容と意匠表現に対応するように、太さ、長さ、針頭や針孔めどの形、先端の尖り等が細やかに調整されたもので、極めて多種にわたる。また、使用する糸の色艶を損ねず、速く正確に縫えるよう形状に工夫が重ねられ、機能性が高い。しかし、明治時代に欧米から新たな技術が導入され、それ以来、機械製の針が広く普及し、手打針の存在を凌駕するようになった。

今日においても良質の手打針は、日本刺繍のような伝統的な工芸技術や、染織品等の有形文化財の保存技術のために不可欠のものであるが、製作者が激減し、供給が危ぶまれている。

(2) 保持者（小島清子氏）の概要

同人は昭和22年に広島県に生まれ、同57年から、広島県で手打針製作業を営む父・堀田ほった静麿しずまに師事して手打針の製作技法を修得した。以来、更に技を練磨して高度に体得し、日本刺繍や有形文化財の修復等に用いられる高品質な手打針を製作している。

同人の手打針の製作技法は、太さ0.2ミリから始まり、ほぼ0.05ミリずつ太さを増していく様々な長さや形状の針を、精密な工程を経て完成させるものである。同人が製作する主要な針は15種類あり、そのうち最も細い「江戸付えどづけ」（太さ0.2ミリ）及び「毛針けぼり」（太さ0.25ミリ）は、染織品の修復に用いられる。その他、「糸八いとはち」（太さ0.3ミリ）から「極衣裳ごくいしょう」（太さ1.44ミリ）までの13種類の針は、日本刺繍の様々な技法に合わせて使用されている。

同人の製作する手打針は、伝統的な工芸技術の保存・伝承に不可欠な用具として、関係者に高い評価を得ている。又、同人は、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、伝統的な手打針の製作技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

(3) 備考

同分野の既認定者

なし

【参考】国指定・県指定文化財等件数一覧

平成30年7月18日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	9				9
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計		19				19
重要文化財	建造物	56	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	43		彫刻	92	135
	工芸品	55		工芸品	55	110
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
小計		193	小計		316	509
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	117	132
小計		51	小計		249	300
重要伝統的建造物群		3				3
合計		277	合計		640	917
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術(※1,2)						1
登録文化財			登録有形文化財(※3)			250
			登録記念物			3

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関係する部分である。

※2 網かけ部分の文化財数には、今回回答申される件数(1件)を含む。

※3 登録有形文化財には、7月20日の文化審議会での答申予定の件数(5件)を含む。